

千葉県農作業安全推進実施要領

1 目的

農業機械の大型化・高性能化が進む一方、農業従事者の高齢化などにより、全国では毎年約300～350件の農作業死亡事故が発生し、県内でも毎年10名程度の方が尊い命を落としている。

そこで、農作業事故を減少させ、より安全な農作業に取り組めるよう、農作業安全の推進と地域の取組の重要性を再認識することで、関係団体が連携し、県で統一の目標をもって実施することを目的とする。

2 推進団体

千葉県農業機械士協議会、千葉県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会千葉県本部、千葉県農業機械商業協同組合、全国共済農業協同組合連合会千葉県本部、千葉県

3 推進対象団体

各市町村、各農業協同組合

4 実施内容

(1) 実施計画の決定

推進団体が前年度に実施計画を作成し、決定することとする。（別紙）

(2) 農作業安全推進に係る担当者会議の開催

推進団体が、(1)で決定した実施計画について推進対象団体へ働きかけ、推進対象団体から生産者へ広く推進することとする。

5 附則

平成29年3月7日施行

平成30年3月1日一部改正